

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第十三条の四まで（現行のとおり）</p> <p>（特定家庭用機器）</p> <p>第十三条の五 条例第二十五条の三第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。）第四十八条第一項に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するもの）のうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。 （以下同じ。）</p> <p>二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するもの）その他省エネ法施行規則第四十八条第八項に規定するものを</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第十三条の四まで（略）</p> <p>（特定家庭用機器）</p> <p>第十三条の五 条例第二十五条の三第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四十八条第一項に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するもの）のうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。）</p> <p>二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するもの）その他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四</p>

除く。以下同じ。）

三 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他省エネ法施行規則第四十八条第三項に規定するものを除く。以下同じ。）

（省エネルギー性能等の表示）

第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める台数は、次の各号に掲げる機械器具ごとに五台とする。

- 一 エアコンディショナー
- 二 電気冷蔵庫
- 三 テレビジョン受信機であつて、ブラウン管を有するもの
- 四 テレビジョン受信機であつて、液晶パネルを有するもの
- 五 テレビジョン受信機であつて、プラズマディスプレイパネルを有するもの

2 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 相対評価方法等基準に基づく相対評価
- 二 省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によつて得られた数値（以下「エネルギー消費効率」という。）

十八条第八項に規定するものを除く。以下同じ。）

三 テレビジョン受信機（ブラウン管を有するものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四十八条第三項に規定するものを除く。）

（省エネルギー性能等の表示）

第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める台数は、前条各号に掲げる機械器具ごとに五台とする。

2 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第十号及び第十一号に掲げる事項については、その記載を省略することができる。

- 一 相対評価方法等基準に基づく相対評価及びその相対評価方法等基準に定める基準年度
- 二 知事が別に定める省エネルギー基準達成率

<p>三 省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したものを</p>	<p>三 前号の省エネルギー基準達成率に基づく省エネ性マーク（日本工業規格C99 一に定める標章をいう。）</p>
<p>四 省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度</p>	<p>四 知事が別に定める目標年度</p>
<p>五 日本工業規格C99 一に定める省エネ性マーク</p>	<p>五 知事が別に定めるエネルギー消費効率</p>
<p>六 製造事業者名</p>	<p>六 製造事業者名</p>
<p>七 機種名</p>	<p>七 機種名</p>
<p>八 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第二条第二項各号に掲げる特定物質等を冷媒及び断熱材発泡剤に使用していないことの表示（電気冷蔵庫に限る。）</p>	<p>八 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第二条第二項各号に掲げる特定物質等を冷媒及び断熱材発泡剤に使用していないことの表示（電気冷蔵庫に限る。）</p>
<p>九 エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）に定める一年間使用した場合の目安となる電気料金</p>	<p>九 十年間の電気代の目安（知事が別に定める方法により算定した十年間の電力料金の概略値を知るための金額をいう。以下同じ。）</p>
<p>第十四条から第八十三条まで（現行のとおり）</p>	<p>十 販売価格</p>
<p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p>	<p>十一 販売価格及び十年間の電気代の目安の合計</p>
<p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第十四条から第八十三条まで（略）</p>
<p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>別表第一から別表第二十まで（略）</p>
<p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（略）</p>

附則第一項から第九項まで
(現行のとおり)

附則第一項から第九項まで
(略)

10| 平成十八年五月一日から東京都規則で定めるまでの間、第十二条
の五第二号は適用しない。